



令和5年9月11日

3

横浜市会

議長 瀬之間 康浩 様

広島市議会議長 母 谷 龍 典

長崎市議会議長 毎 熊 政 直

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすこと
を求める意見書案の提出について (お願い)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは被爆から75年以上が経過した今も続いており、核兵器廃絶は被爆地広島・長崎両市民の切なる願いです。

国際社会においては、核兵器の非人道性に対する認識の広がりや核軍縮の停滞などを背景に、令和3年1月に核兵器禁止条約が発効し、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範ができ、昨年6月には第1回締約国会議がウィーンで開催されました。しかしながら、この会議には、核保有国やその同盟国の多くは参加しておらず、今後、同条約を広く浸透させ、核兵器廃絶の推進力としていくために、署名・批准国の一層の拡大を図っていくことが課題となっています。

広島市・長崎市の両市議会では、同条約の第2回締約国会議が本年11月に開催されることを見据え、6月定例会において、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書案を可決し、国に提出したところ です。

今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

つきましては、貴議会におかれましても、核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書の提出をご検討くださるようお願い申し上げます。

なお、参考までに可決した意見書案を添付しておりますので、ご活用ください。

敬具

問合せ先

広島市議会事務局市政調査課 上田 082(504)2438
(平和推進会議事務局)

長崎市議会事務局総務課 上野 095(829)1198
(核兵器廃絶長崎市議会議員連盟事務局)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} あて

広島市議会議長名

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める
意見書案

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

こうした中、先月、被爆地である広島においてG7広島サミットが開催され、G7首脳が平和記念公園を訪れ被爆の実相に触れるとともに、G7として初めて、核軍縮に焦点を当てた「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が発出されました。

被爆から75年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、下記の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

記

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める 意見書（案）

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手順や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択されました。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの、核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっています。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国をはじめ多くの国が参加し議論が行われることが重要です。

このような中、今年5月には、被爆地である長崎においてG7長崎保健大臣会合が開催され、各国の閣僚により平和公園で献花が行われました。また、同じ被爆地・広島では、G7広島サミットが開催され、主要7か国の首脳により核兵器のない世界に向けた議論が行われました。このように世界のリーダーが被爆地を訪れ被爆の実相に触れたことは、国際的な注目を集める貴重な機会となりました。

長崎と広島で被爆した被爆者の平均年齢は85歳を超えています。核兵器のない世界の実現という被爆者の切なる願いを、唯一の戦争被爆国である日本政府は真摯に受け止め、次の事項を行動に移すことにより、核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望いたします。

記

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは、本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年 月 日

長 崎 市 議 会